



平成 28 年 7 月 15 日

ご投資家の皆様へ

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

「スパークス・日本株式スチュワードシップ・ファンド」の
愛称の設定について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、弊社の投資信託に格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

弊社運用の投資信託「スパークス・日本株式スチュワードシップ・ファンド」(以下、「当ファンド」といいます。)は、平成 26 年 12 月 2 日の新規設定以来、株価と潜在的な企業価値との乖離が大きく、スチュワードシップ責任に沿って「目的を持った対話」を行うことで、その差が解消される可能性の高い銘柄に選別投資し、積極的にリターンを追求して運用しており、設定来騰落率では参考指数 (TOPIX (配当込)) を大幅に上回る良好なパフォーマンスとなっております。

このたび、当ファンドの特色を、よりわかりやすくご理解いただけますように、下記のとおり、愛称として「対話の力」を設定することといたしました。

引き続き、当ファンドをご愛顧いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

謹白

記

1. 愛称

平成 28 年 7 月 16 日 (土) 以降、次のとおり愛称を設定します。

「スパークス・日本株式スチュワードシップ・ファンド (愛称: 対話の力)」

2. その他

日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」欄には、従来どおり「スチュワード」として掲載されます。

以上

本件に関するお問い合わせ先

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

マーケティング本部 リテールBDマーケティング部

電話番号：03-6711-9170

受付時間：9：00～17：00 (12/31～1/3、土日祝日、振替休日を除く)

スパークス・日本株式スチュワードシップ・ファンド

愛称: 対話の力

ファンドの目的

当ファンドは、日本の株式に投資し、信託財産の中長期的な成長を目標に積極的な運用を行うことを基本とします。

ファンドの特色

1. 株価と潜在的な企業価値との乖離が大きく、スチュワードシップ責任に沿って「目的を持った対話」を行うことで、その差が解消される可能性の高い銘柄に選別投資し、積極的にリターンを追求します。
 - ◆ ボトムアップ・リサーチによって株価が割安に評価されている企業を発見し、選別投資します。
 - ◆ 「目的を持った対話」が割安状態を解消するカタリスト(きっかけ)となりうる企業に対して、株主の権利を適切に行使することに加え、企業価値向上に資する施策※を積極的に提言することがあります。
※収益力の向上、資本政策の変更、コーポレートガバナンスの改善に関する施策などがあります。
 - ◆ 保有銘柄数は、市場環境や資産規模等に応じて変わります。
 - ◆ 参考指数はTOPIX(配当込)とします。ただし、参考指数にとらわれずに運用いたします。
2. 独立系運用会社のスパークス・アセット・マネジメントは、経営者との対話を通じた投資において長い経験を有しています。
 - ◆ スパークスでは、1989年の設立当初から、投資判断にあたっては経営者と対話し、株式市場の見解を企業に伝えるスタイルを重視しています。
 - ◆ スパークスでは、米国最大級の公的年金基金と共同で、経営者との対話を通じ、投資先の企業価値向上を促す投資を行った実績があります。
 - ◆ 親会社であるスパークス・グループ株式会社はJASDAQ市場(銘柄コード8739)に、2001年12月に運用会社として初めて上場いたしました。

■当資料はプレスリリースを目的として、スパークス・アセット・マネジメント株式会社(以下当社)が作成したものであり、金融商品取引法に基づく販売用資料ではありません。■当資料は、特定の有価証券等の勧誘を目的とするものではありません。このため、当資料の第三者への提示・配布や当資料を用いた勧誘行為は禁止いたします。■当資料は目的によらず、当社の許可なしに複製・複写をすることを禁じます。

スパークス・日本株式スチュワードシップ・ファンド

愛称: 対話の力

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資等を通じて、株式などの値動きのある有価証券に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。**従って、投資者の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。**

株価変動リスク

一般に株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況、国内および国際的な政治・経済情勢等に応じて変動します。従って、当ファンドに組入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があり、これらの価格変動または流動性に予想外の変動があった場合、重大な損失が生じる場合があります。

中小型株式等への投資リスク

当ファンドは、中小型株式等へも投資します。こうした株式は、比較的新興であり、発行済株式時価総額が小さく、売買の少ない流動性の低い株式が少なくありません。その結果、こうした株式への投資はボラティリティ(価格変動率)が比較的高く、また流動性の高い株式に比べ、市況によっては大幅な安値で売却を余儀なくされる可能性があることから、より大きなリスクを伴います。

少数銘柄への投資リスク

当ファンドは、投資先企業に対して、積極的に企業価値向上に資する施策の提言を行うために、ファンドの資産規模が小さい場合には少数の銘柄に投資することとなります。そのため、市場動向にかかわらず基準価額の変動は非常に大きくなる可能性があります。

信用リスク

組入れられる株式や債券等の有価証券やコマーシャル・ペーパー等短期金融商品は、発行体に債務不履行が発生あるいは懸念される場合には価格が下がることがあり、また、投資資金を回収できなくなることがあります。

その他の留意事項

●システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により閉鎖されることがあります。このような場合、一時的に換金等ができないこともあります。また、これらにより、一時的にファンドの運用方針に基づく運用ができなくなるリスクなどもあります。

●購入・換金申込等に関する留意点

ファンド設定当初より平成 28 年 11 月 30 日まではクローズド期間とし、換金のお申込みはできません。

※基準価額の変動要因(投資リスク)は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ・ 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ・ 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。収益分配の支払いは、信託財産から行われます。従って純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

■当資料はプレスリリースを目的として、スパークス・アセット・マネジメント株式会社(以下当社)が作成したものであり、金融商品取引法に基づく販売用資料ではありません。■当資料は、特定の有価証券等の勧誘を目的とするものではありません。このため、当資料の第三者への提示・配布や当資料を用いた勧誘行為は禁止いたします。■当資料は目的によらず、当社の許可なしに複製・複写をすることを禁じます。

スパークス・日本株式スチュワードシップ・ファンド

愛称: 対話の力

お申込メモ

(お申込の際には投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。)

ファンド名	スパークス・日本株式スチュワードシップ・ファンド (愛称: 対話の力)
商品分類	追加型投信/国内/株式
信託期間	平成 26 年 12 月 2 日から平成 36 年 10 月 15 日
決算日	毎年 10 月 15 日 (休日の場合は翌営業日)
収益分配	原則として毎決算時にファンドの基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
お申込時間	各販売会社で毎営業日お申込いただけます。お申込時間は、原則として午後 3 時までとします。当該時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。
お申込単位	販売会社が定める単位
お申込価額	お申込受付日の基準価額
換金制限	ファンド設定当初より平成 28 年 11 月 30 日まではクローズド期間とし、換金のお申込みはできません。
解約のご請求	平成 28 年 12 月 1 日以降、販売会社の毎営業日に販売会社が定める単位で解約を請求することができます。お申込時間は、原則として午後 3 時までとします。当該時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。 ※委託会社は金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときには、解約請求の受付を中止することができます。
解約価額	解約請求受付日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額
解約代金の受渡日	解約受付日から起算して、原則として 5 営業日目からお支払いします。
解約価額	解約請求受付日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額
解約代金の受渡日	解約受付日から起算して、原則として 7 営業日目からお支払いします。

お客様にご負担いただく手数料等について

* 下記手数料等の合計額については、お申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

【お申込時】

■お申込手数料

お申込受付日の基準価額に **3.24%(税抜 3.0%)** を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額

【ご解約時】

■信託財産留保額

解約請求受付日の基準価額に **0.3%** の率を乗じて得た額

■解約手数料

なし

【保有期間中】

(信託財産から間接的にご負担いただきます)

■信託報酬

純資産総額に対して **年率 1.836%(税抜 1.7%)**

■実績報酬

前営業日の基準価額がハイ・ウォーター・マークを上回った場合、当該基準価額と当該ハイ・ウォーター・マークの差額の **21.6%(税抜 20%)** を費用計上。実績報酬は毎計算期末毎に信託財産から支払われ、ハイ・ウォーター・マークも毎計算期末毎に見直されます。

■その他の費用等

(1) 監査報酬、投資信託説明書(目論見書)や運用報告書等の作成費用などの諸費用(純資産総額に対し上限年率 0.108%(税抜 0.10%))

(2) 有価証券売買時の売買委託手数料等は、ファンドの運用による取引量に応じて異なりますので、事前に料率や上限額等を表示することができません。

【課税上の取扱い】

課税上の取扱いについては投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

■当資料はプレスリリースを目的として、スパークス・アセット・マネジメント株式会社(以下当社)が作成したものであり、金融商品取引法に基づく販売用資料ではありません。■当資料は、特定の有価証券等の勧誘を目的とするものではありません。このため、当資料の第三者への提示・配布や当資料を用いた勧誘行為は禁止いたします。■当資料は目的によらず、当社の許可なしに複製・複写することを禁じます。

スパークス・日本株式スチュワードシップ・ファンド

愛称: 対話の力

ファンドの関係法人について

●委託会社 **スパークス・アセット・マネジメント株式会社**

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第346号
 (加入協会) 一般社団法人投資信託協会 一般社団法人日本投資顧問業協会 日本証券業協会
 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
 信託財産の運用指図、受益権の発行等を行います。

●受託会社 **三菱UFJ信託銀行株式会社**

委託会社の指図に基づく信託財産の管理等を行います。なお、信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託を行います。

●販売会社 **下記一覧参照**

ファンドの受益権の募集・販売の取扱い、一部解約請求の受付、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いの取扱等を行います。

販売会社		登録番号	加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人 金融先物取引 業協会	一般社団法人 日本投資顧問 業協会	一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長 (金商)第44号	○	○		○
株式会社静岡銀行	登録金融機関	東海財務局長 (登金)第5号	○	○		
高木証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長 (金商)第20号	○			
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長 (金商)第140号	○	○		○
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長 (金商)第165号	○	○	○	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長 (金商)第195号	○	○	○	○
スパークス・アセット・マネジメント株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長 (金商)第346号	○		○	○

【お問い合わせ先】 スパークス・アセット・マネジメント株式会社

ホームページ <http://www.sparx.co.jp/> 電話番号: 03-6711-9200(受付時間: 営業日 9:00 ~ 17:00)

■当資料はプレスリリースを目的として、スパークス・アセット・マネジメント株式会社（以下当社）が作成したものであり、金融商品取引法に基づく販売用資料ではありません。■当資料は、特定の有価証券等の勧誘を目的とするものではありません。このため、当資料の第三者への提示・配布や当資料を用いた勧誘行為は禁止いたします。■当資料は目的によらず、当社の許可なしに複製・複写することを禁じます。